

相談

よろず相談

とき 4月20日(水)午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 行政相談委員・人権擁護委員
 問合せ 総務課総務・財政グループ ☎28・6003
 福祉課福祉グループ ☎28・0912

消費生活相談

とき ①4月6日(水)、②4月20日(水)
 いずれも午後1時～午後3時
 ところ 役場3階会議室3
 相談員 消費生活相談員
 問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

心配ごと相談

とき 4月19日(火) 午後1時30分～午後3時
 ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
 相談員 民生児童委員
 問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
 とき 4月20日(水)
 午後3時～午後5時(1人30分程度)
 ところ 役場3階会議室4
 対象者 町内に在住か在勤の方(相談時間は1人30分程度、1人2回まで)
 予約方法 前日までに電話か役場3階11番窓口総務課でお申し込みください。
 問合せ 総務課総務・財政グループ ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
 受付時間 毎月10日
 午前8時～翌日の午前8時
 ☎0120・783・556
 「名古屋いのちの電話」(通話有料)
 受付時間 24時間いつでも
 ☎052・931・4343
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
 午前8時30分～午後5時15分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

ひとり親家庭支援・就業相談

とき 4月12日(火)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県母子・父子自立支援員
 問合せ 子ども応援課子ども応援グループ ☎28・0936

女性相談(要予約)

とき 4月21日(木)
 午前10時～午後3時30分
 ところ 役場1階 相談室
 相談員 愛知県女性相談員
 問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912

～6/30

傷病手当金の適用期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入する方で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等があり感染した疑いにより仕事に行けなかった場合、傷病手当金を支給しています。

この制度の適用期間を令和4年6月30日まで延長します。

問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ

☎28・0917

Info 遺児高校入学祝金を支給

ひとり親家庭や両親のいない家庭で18歳未満の児童が、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校に入学する場合に入学祝金を支給します。

該当される方は、手続きしてください。

▼対象者 次のいずれかにあてはまる児童を養育している方

- ①父か母が死亡した児童
- ②父母ともに死亡した児童
- ③父か母が引き続き1年以上行方不明となつていている児童

▼祝金額 遺児1人 2万円

▼申請時必要な書類等

- ①高等学校等への在学、入学年度を証明する書類(学生証等)
- ②印鑑
- ③通帳

▼問合せ

子ども応援課子ども応援グループ

☎28・0936

Info 就学援助制度

公立の小中学校に在学し、就学のために経済的な援助を必要とする児童生徒の保護者の方に、学用品費や給食費などの一部を援助します。

▼対象者

○生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止をされた方

- 町民税を非課税・減免された方
- 個人の事業税を減免された方
- 固定資産税を減免された方
- 国民年金の保険料を減免された方
- 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方

○児童扶養手当の支給を受けた方

- 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- その他経済的理由により就学が困難な方

▼援助内容 給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費の一部を援助

▼申請手続 4月1日(金)から役場3階9番窓口学校教育課学校教育グループで申請書を配布します。必要事項を記入し、証明書類を添えて提出してください。

▼受付期間 4月1日(金)～6月30日(木)

※受付期間を過ぎても申請できますが、援助は申請日の翌月分からとなります。

▼問合せ 学校教育課学校教育グループ

☎28・2211

訂正 広報3月号の訂正

広報3月号に掲載した「令和4年度幼児教育・保育の無償化の認定手続き」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

P6 「給食費(副食費)と申請の要否3～5歳の新制度未移行幼稚園」の表

(誤) 「(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども)」

(正) 「(小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども)」